

名張市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

1. 改正の趣旨及び背景

消防団員等に係る損害補償については、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和31年政令第335号。以下「基準政令」という。）の定める基準に従い、市町村の条例で定めていますが、最近の社会経済情勢に鑑みて補償基礎額の引上げを行うべく、基準政令の一部が改正されることに伴って、名張市消防団員等公務災害補償条例で定める補償基礎額について、所要の改正を行うものです。

2. 改正の内容

(1) 非常勤消防団員又は非常勤水防団員の補償基礎額を、次のとおり引き上げます。

階級	勤務年数	改正後	現行
団長及び副団長	10年未満	12,500円	12,440円
	10年以上20年未満	13,350円	13,320円
	20年以上	14,200円	
分団長及び副分団長	10年未満	10,800円	10,670円
	10年以上20年未満	11,650円	11,550円
	20年以上	12,500円	12,440円
部長、班長及び団員	10年未満	9,100円	8,900円
	10年以上20年未満	9,950円	9,790円
	20年以上	10,800円	10,670円

(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者の補償基礎額の最低額を8,900円から9,100円に引き上げます。

3. 施行期日

令和6年4月1日から施行します。